

Ⅲ－3 リエージュ県公務員法（非教育職員）

（監視期間満了により発効した1998年3月26日の県議会議決）

第1編 総則

第1条 職員の一定の官吏に適用される現行法規：

- その後の修正を受けたような1959年5月29日の法律に従って国庫補助を受けている者を含む行政官及びその同等官；
- 雇傭人及びその同等者；
- 技官及びその同等官；
- 介護者及びその補助者；
- 文化担当官及びその同等官。

反対の規定がない限りそれは労働協約の規定により雇用される同種の官吏にも適用される。

第2条 官吏はレベル序列がA、B、C、D、Eからなる官位の名称である。

第3条 官吏の任命は県議会の権限である。

但し、ワロンの県組織の2004年2月12日の地域圏法 § 4 第32条を適用してA5、A6、A6特、A7、A7特、A8の俸給体系に相当する官位を除いてその権限は常任理事会に帰属する。

第4条 任命は県の施設及び業務の職員の枠内の限度で第18条に列举される条件によってなされる。

第5条 県の施設及び業務の職員の枠は現行法規の補遺1に記載されている。

第6条 常任理事会も亦季節ごとの業務の需要を満たすために若しくは時期の特別に限定された任務を果たすために特異な労働に立ち向かうために非常勤職員を雇える。